

1. 福島第一原発事故は人災—災害の性格を明確に規定

- ・ チェルノブイリ原発事故(1986年)後、「日本は炉型が違うから大丈夫」と教訓引き出さず
- ・ 07年7月16日新潟県中越沖地震—柏崎刈羽原発では3号機で2058ガルの地震動（耐震設計値834ガル・設計の二・五倍）、3665件の事故・故障が発生

2. 原発事故は二重の人災

- ・ 事前に対策とらなかつた—警告無視して重大事故
- ・ 3月11~12日の東電の対応—廃炉と株主代表訴訟を恐れ、ベントと海水注入に遅れ
→14時46分地震。15時30分頃津波到達。15時42分に「全電源喪失」報告
1号機では、18時頃水位は燃料頂部。19時30分頃燃料底部まで水位低下。
12日6時50分頃燃料棒が全て溶融、落下して圧力容器を損傷。（菅総理へり上）
- * 本来政府は、東電の利益擁護でなく、国民の安全と財産に責任をもつ責任。ところが、法律上の権限も自覚せず、行使しなかつた

《資料1》衆予算委パネル①「原発での全電源喪失による冷却機能喪失と炉心溶融が生じることについて」、

②「原子力災害時の総理大臣の権限」2011.4.26

《資料2》東京電力公表資料「夜の森線 No. 27 鉄塔の被害状況及び被害写真」2011.5.16

3. 2000年代以降の原発問題

- ・ 04年 スマトラ沖地震・津波と2007年の新潟県中越沖地震が取り組みの契機に
- ・ 05年 巨大地震で老朽化原発はどうなるか—多度津の大型振動台
- ・ 06年 津波には押し波=内部電源喪失の危機→機器冷却系ポンプ不能→炉心溶融
ひき波=機器冷却系ポンプが働いても海水冷却不可→炉心溶融
- ・ 07年 鉄塔倒壊事故で外部電源喪失→機器冷却系ポンプ不能→炉心溶融の危機
- ・ 10年4月直嶋経産大臣（民主）、鈴木原子力安全委員長（当時）「様々な電源で融通」
- ・ 10年5月寺坂原子力安全・保安院長（当時）「論理的には炉心溶融あり得る」
→4月26日菅総理「これまでの政府の考えは間違っていた」
- ・ 11年3月11日福島第一原発事故発生。直後に菅総理、東電・清水社長「想定外の地震」
4月6日経済産業委員会で海江田経産大臣「今後、想定外という言葉は使わない」
4月13日東電・清水社長会見「想定外の津波のために事故が生じた」
→「天変地異」ということにして東電の賠償責任を逃れようとの発想
- * 女川原発 基礎地盤面でSs超の567.5ガル、原子炉建屋2000ガル超の地震動、600~700件
内部電源：津波でDG2機破損、2号炉熱交換器室に1500トンの海水
外部電源：送受電線5系列中4系列駄目に。（4/7の余震で4系3系列が損壊。）
1系列無事で外部電源喪失を免れた。

《資料3》東北電力公表資料①「女川原発1~3号機の電源系統状態（3/11地震直後）」2011.5.30、②「地震発生前後の女川原発のプラント状況」2011.4.26

4. 「工程表」と収束の見通し

- ・ 基礎データが公表されていない—政府自身が「工程表」を評価できない状態。
 - * 2号機の炉心露出は3/14の18時頃（75時間後）、20時頃（77時間後）には炉心損傷開始。
3/15の20時頃（101時間後）には大部分の燃料が落下し、圧力容器を損傷
 - * 3号機（=プルスーマル運転中）の炉心露出は3/13の7時頃（41時間後）、9時頃（43時間後）には炉心損傷開始。3/14の3時頃（60時間後）には大部分の燃料が落下し、圧力容器を損傷
- ・ 経済産業委理事懇談会で資料要求(3/24)→海江田経産大臣が東電に提出命令(4/25)→東電から経産省に報告(5/16)

5. 海外メディアの関心事の1つ＝「何故、東電は秘密主義？」

- ・「原発利益共同体」とは→電力会社（＝地域独占と総括原価で守られた企業）、原発メーカー、ゼネコン、素材供給メーカー、メガバンク等の財界中枢の大企業が構成。これらの大企業や労働組合が政党、政治屋に献金。政治で動く官僚。大学やマスコミは研究費・広告費で組み込まれ、原発立地自治体には交付金（＝原発麻薬）。
cf 旧ソ連のチェルノブイリ事故と「原発利益共同体」の福島第一原発事故は酷似
* 「原子力村」「TTT（東大・通産省・東電）」は皮相な表現

6. 東京電力に全面的に責任を取らせる

- ・全面補償、税金で面倒見ることにも不当な電気料金値上げも認めない
- ・原子力損害賠償支援機構法…東電への援助に「上限を設けず、必要があれば何度でも援助し…必要とする金額の全てを援助できるようにし、債務超過にさせない」仕組み
まずは被害者への全面補償を一事務処理費 4262 億円計上（2010 年度特別損失）しながら、賠償金はゼロ！
東電による全面補償、仮払い、債務肩代わり（東電から国に返済させる）
- ・地域独占と総括原価方式を打ち破る＝再生可能エネルギー普及と原発からの撤退の道
- ・電力供給＝電気事業法 27 条による電力制限令 7/1 発動、使用電力量 15%削減義務。
- ・再生可能エネルギー、自然エネルギーの爆発的普及の仕組み作りと政策的推進—「再生可能エネルギー固定価格買い取り法案」3/11 閣議決定→衆議院経済産業委員会で修正→8/26 成立
* 日本共産党は原発推進に使われている電源開発促進税（年間約 3500 億円）などを利用して、電気料金に転嫁させない等を求める修正案提起
《資料4》①「原子力損害賠償支援機構法案」の概要（内閣官房）、②「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の概要（経済産業省）

7. 原発コストの実態

- ・ 原発は「安い」「クリーン」「安定供給にすぐれている」「3Eのエース」か？—政府試算 5.3 円/kWh
- ・ 実際は「高い」「放射能汚染源」トラブルでたびたび停止する「不安定な電源」
→これまでに国費（16 兆円）、建設費（14.5 兆円）が投入されている。さらに電源開発促進税（2.4 兆円）、バックエンドコスト（総額 18.8 兆円積立予定）等の“原発付加金”が電気代に含まれている。発電コストは 10.68 円/kWh との試算も
→“隠されたコスト”を明らかに！

8. 解決の道—地域経済再生に結びつけた再生可能エネルギー

- ・ 災害対策には、基礎的自治体の力が必要（兵庫県豊岡市に合併前の出石町・奥村町長）
- ・ 再生可能エネルギー、自然エネルギーの開発・普及—「資源のない国」ではない。地熱で世界 3 位の資源量、世界平均 2 倍の降水量を小水力発電に、国土面積の 7 割が森林…等
- ・ 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの取り組み→「地産地消」のエネルギー
- ・ 中小企業、農林漁業と結びつけることにより、地域に仕事・雇用・所得が生まれる→消費が進み、地域経済が回る→地域経済の再生・発展へ

補1. 世界の「スタンダード」に合わない地震列島日本の原発

《資料5》世界の地震の震源分布と原発立地（しんぶん赤旗作成）

補2. 被曝問題

- ・ 内部被曝をどう考えるか。固定モニタリングポストを増やし、放射線線量地図等を作成し、情報（＝判断材料）を国民に公開すること

原子力発電所での全電源喪失による 冷却機能消失と炉心溶融が生じることについて

原子炉の冷却ができない事態が生じないように安全の確保に万全を期している

(2006年12月22日／安倍内閣の政府答弁書)

燃料が破損、放射能が外部に放出されるという事態に、設計の段階で安全評価をして、そういう事態に至らないようまず確認するというのが一番の基本

(2006年10月27日衆院内閣委／鈴木篤之・原子力安全委員会委員長)

多重防護でしっかり事故を防いでいく、メルトダウンを起こさないさまざまな仕組みをつくっている

(2010年4月9日衆院経産委／直嶋正行・経済産業大臣)

2011年4月26日 衆院予算委員会 日本共産党 吉井英勝

出典：質問主意書に対する答弁書等をもとに作成

原子力災害時の総理大臣の権限

○原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、…緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため…、主務大臣(経済産業大臣)に対し、規制法第64条第3項の規定により必要な命令をするよう指示することができる。

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項)

○原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)は、…原子力事業者に対し、必要な指示をするすることができる。

(同法第20条第3項)

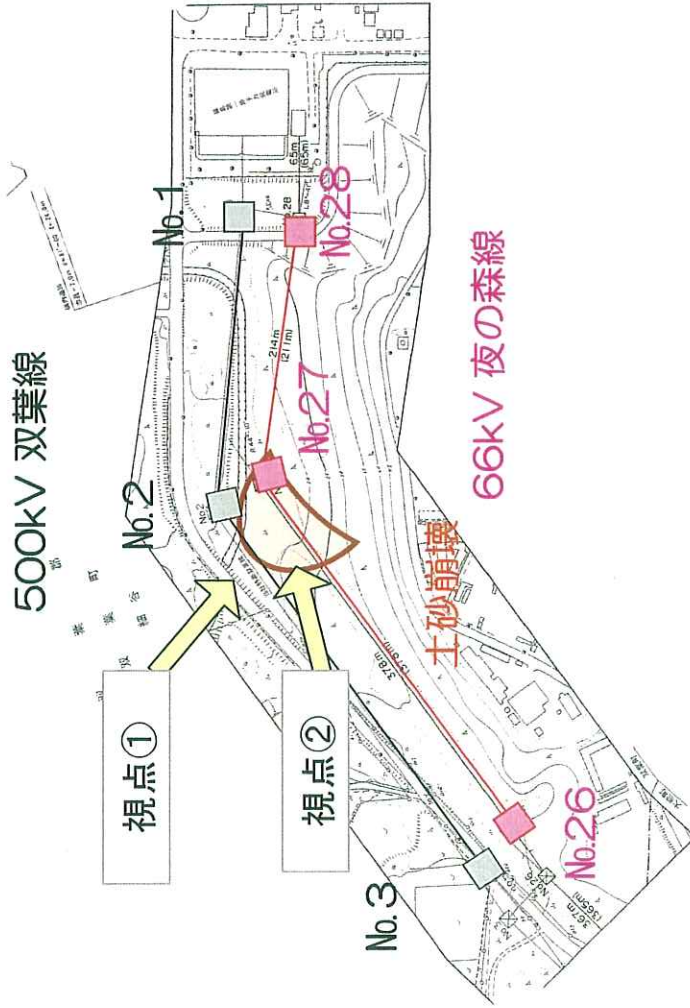
○経済産業大臣は、…原子力事業者等に対し、…原子炉施設の使用停止、…又は原子炉による災害を防止するため必要な措置を講ずることを命令することができる。

(原子炉規制法第64条第3項)

夜の森線No.27鉄塔の被害状況及び被害写真

別紙4

- ・土砂崩壊の写真：© GeoEye (H23.3.19撮影)
- ・視点①、②の写真：東京電力株式会社(H23.3.18撮影)
- ・全景の写真：東京電力株式会社(H23.4.12撮影)



法面の土砂崩壊



法面の土砂崩壊（視点①）

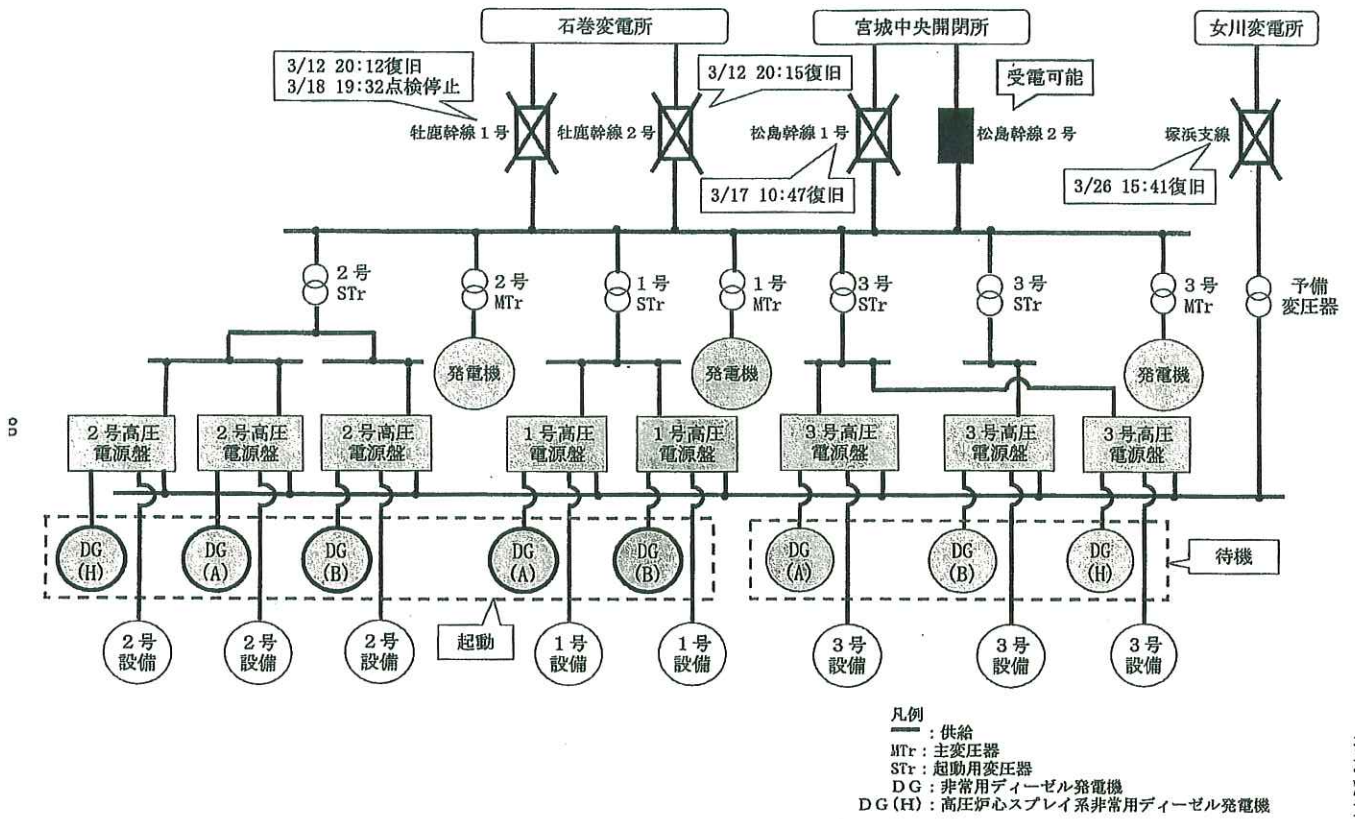


鉄塔の倒壊（視点②）



崩壊箇所全景



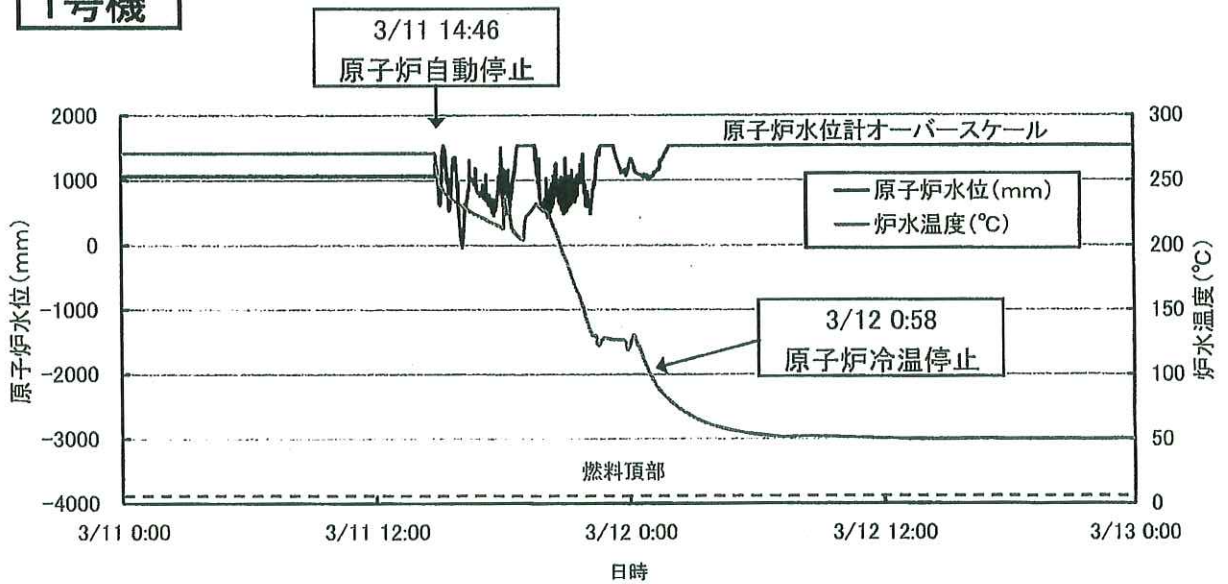


女川原子力発電所1～3号機の電源系統状態(3月11日地震直後)

資料調査 103

3. 地震発生前後の女川原子力発電所のプラント状況(2/3)

1号機



2号機

地震発生時の炉水温度: 100°C未満

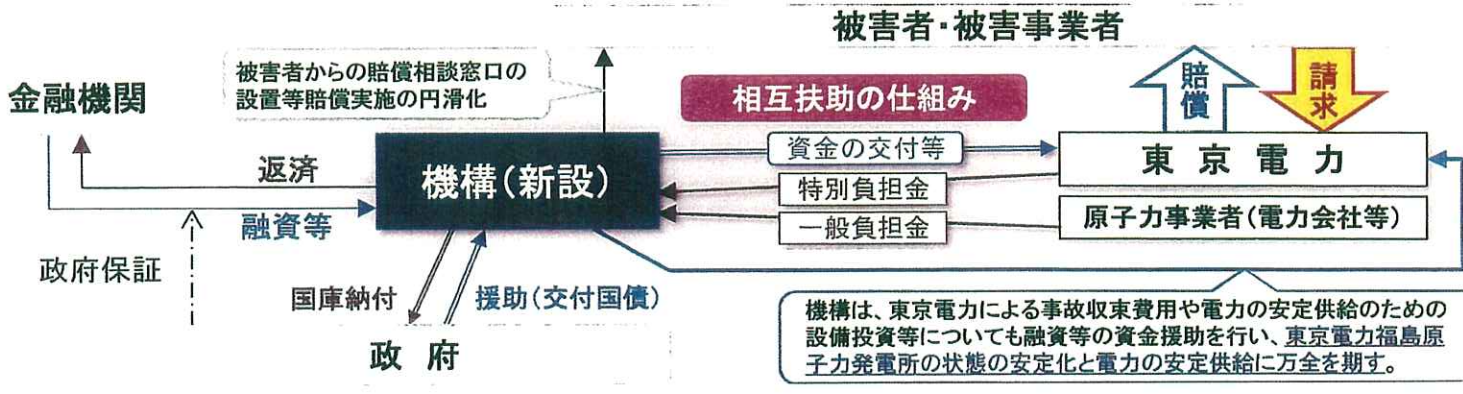
「原子力損害賠償支援機構法案」の概要

東京電力福島原子力発電所の事故によって、住民や事業者の方々に大きな損害が発生している。政府として、①被害者への迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化・事故処理に関係する事業者等への悪影響の回避、③電力の安定供給の3つを確保するため、**国民負担の極小化**を図ることを基本として、損害賠償に関する支援を行う。

- 課題**
- 現時点で事故が収束しておらず、**賠償総額の見通しが立っていない**。
 - **東京電力による被害者への完全な損害賠償が速やかになされるよう体制の整備が不可欠**。
 - 東京電力は、**必要な設備投資や燃料調達等の継続、事故収束への対応**が資金繰りの面で困難な状況。

- 新たな支援措置の概要**
- 巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者が損害賠償の支払等に対応するため、①原子力事業者は「相互扶助」の考え方にに基づき、それぞれ資金を拠出して備え、②必要な場合には政府が損害賠償の支払等に係る援助を行う仕組みを構築する。
 - 機構は、東京電力による事故収束費用や電力の安定供給のための設備投資等についても融資等の資金援助を行う。

機構を通じた支援によって、原子力損害賠償法上の賠償責任を有する事業者において、**迅速かつ適切な賠償の実施が滞ることのないよう万全を期す**。



「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法案」の概要

- 法案の概要**
- 再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、国が定める一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける。
 - 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対して使用電力量に比例した賦課金(サーチャージ)の支払を請求することを認めるとともに、地域間でサーチャージの負担に不均衡が生じないように必要な措置を講ずる。

法案の措置内容の詳細

1. 買取対象

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気。
- ※風力については、小型の風力発電を含む。
- ※水力については、3万kW未満の中小水力を対象とする。
- ※バイオマスについては、紙パルプ等他の既存産業に影響がないものを対象とする。
- 発電設備について、適正に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点を経済産業大臣が認定。

2. 買取義務の内容

- 一般電気事業者等が、買取義務(買取に必要な接続・契約の締結に応じる義務)を負う。
- 買取期間・価格については、それぞれ以下の点を勘案して、経済産業大臣が定める。
- 買取期間: 再生可能エネルギーの発電設備が設置されてから設備の更新が必要になるまでの標準的な期間
- 買取価格: 再生可能エネルギーの発電設備を設置し電気を供給する場合に通常必要となる発電コスト

※なお、制度開始時点においては、以下の買取価格と買取期間を定めることを想定している。

	太陽光発電以外	太陽光発電	
		住宅用	左記以外の事業用、発電事業用等
買取価格	15~20円/kWhの範囲内で定める	当初は高い買取価格を設定。太陽光発電システムの価格低下に応じて、徐々に低減させる。	
買取期間	15~20年の範囲内で定める	10年	15~20年の範囲内で定める

3. 買取費用の負担方法

- 買取に要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージの支払を請求することを認める。
- 地域間でサーチャージ単価が同額となるよう、サーチャージ単価は国が定めるとともに、各電気事業者の買取費用の負担の不均衡を解消するため、国が指定する費用負担調整機関を通じて調整を実施する。

4. その他

- 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)は廃止する。ただし、廃止に伴い既存発電設備の運転に影響が出ないよう、必要な経過措置を講ずる。
- 少なくとも3年ごとに、再生可能エネルギーの導入量、サーチャージの負担の与える影響(特に電力多消費産業への影響)等を勘案し、制度の見直しを行うとともに、2020年度を目途に廃止を含めた見直しを行う。

▼本法案の基本的なスキーム

電気事業者Aの買取対象

電気事業者Bの買取対象

電力需要家(管内の需要規模が小さい)

電力需要家(管内の需要規模が大きい)

サーチャージ(国)の回収

買取費用の支払

電気事業者A

電気事業者B

回収したサーチャージの納付

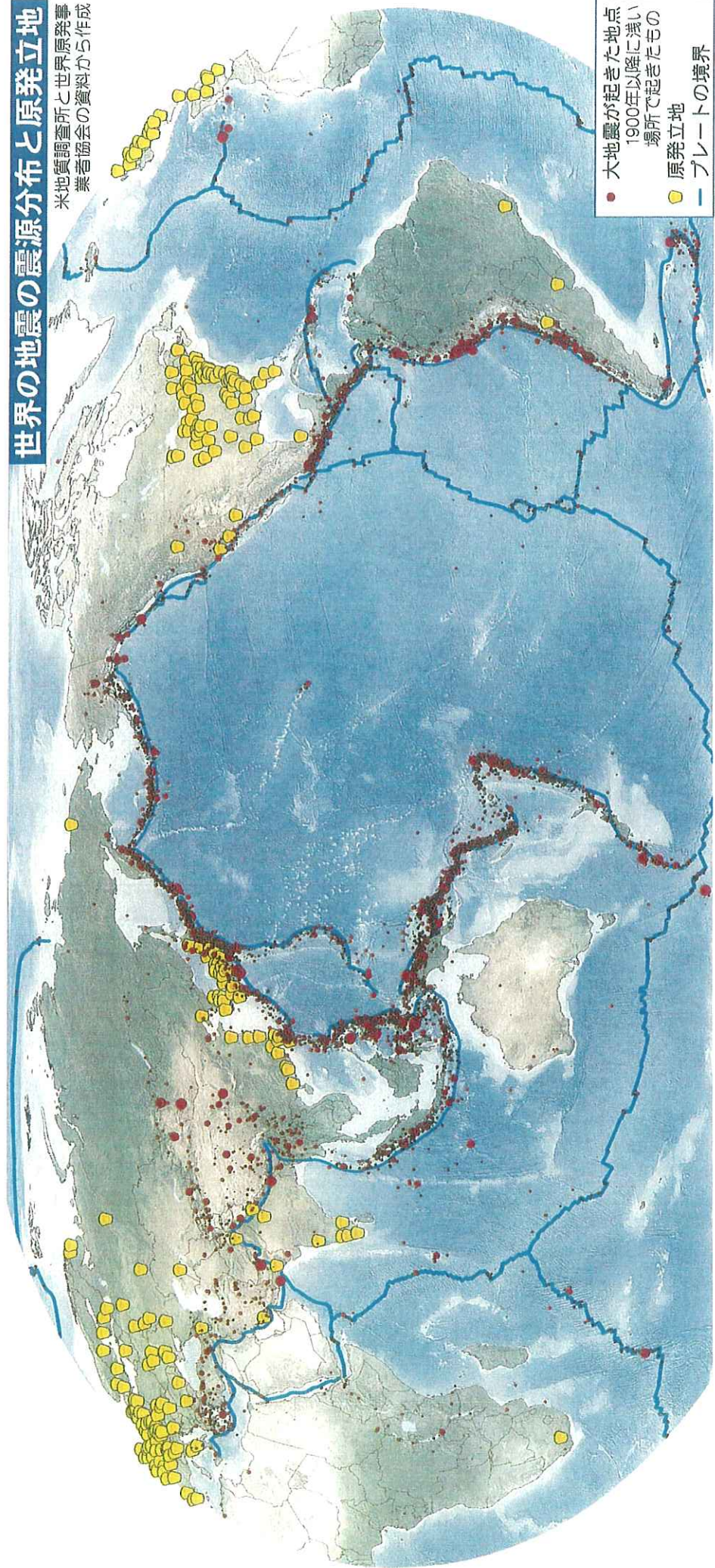
買取費用に充当する資金を交付

費用負担調整機関

※サーチャージ単価については、電気事業者によらず、全国統一。

世界の地震の震源分布と原発立地

米地質調査所と世界原発事
業者協会の資料から作成



「しんぶん赤旗」提供